

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年4月8日

秋田市長 沼谷 純

第1 入札に関する事項

1 件 名	秋田市歩くべあきた健康づくり事業ウォーキングアプリ運用業務委託
2 仕 様 書	別紙のとおり
3 履 行 場 所	秋田市保健所および市の指定した場所
4 契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和9年1月31日まで
5 入札参加要件	(1) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。 (2) 本業務を実施する組織・部門は、ISO/IEC27001（情報セキュリティ）又はプライバシーマークの認証資格を有すること。 (3) 本契約に係るアプリの公開、運用管理を行えること。 (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。 (6) 市税を滞納していないこと。 (7) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
6 入札参加申込	
受 付 期 間	令和8年4月8日(水)から令和8年4月22日(水)まで(土日祝日を除く午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時まで)
受 付 場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所2階 秋田市保健所保健予防課健康・栄養担当
7 指名(非指名)通知	令和8年4月27日(月)までに電子メールで通知

8 入 札		
日 時	令和8年5月11日(月)午前9時30分	
場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所1階 小会議室	
入札保証金	秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第109条により入札保証金が必要 金額や納付方法などについては、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照	
9 契約日	落札日から起算して7日以内	

第2 注意事項

1 入札参加申込みについて

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
 - ウ 納税証明書(写し可)
本市の市民税課で直近1か月以内に発行された「市税に未納がないこと」の証明書を提出すること。
 - エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)
所轄の法務局で直近3か月以内に発行されたものを提出すること。
 - オ アプリの確認書類(写し可)
導入するアプリについて、パンフレット(写し可)など仕様が確認できる書類を提出すること。なお、提出の際には仕様書「6 アプリの条件」と合致する機能・性能の箇所を蛍光ペン等でチェックすること。
 - カ ISO/IEC27001(情報セキュリティ)又はプライバシーマークの認証資格の確認できる書類(登録証の写しなど)
 - キ 入札保証金免除申請書 ※免除規定に該当する場合のみ
- (2) 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (3) 申込書等の様式は、秋田市ホームページから入手すること。

2 指名について

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格の要件を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知は、電子メールで行う。

3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格の 10 分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い価格で入札をした者については、落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは、辞退できないものとする。
- (6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

第3 その他

- 1 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 仕様書等についての質問は、質問書（様式 3）に記入の上、令和 8 年 4 月 15 日（水）までの土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間に電子メールにより提出すること。また、電話によりその旨を連絡すること。
- 4 問合せ先
秋田市保健所保健予防課健康・栄養担当
電 話 018-883-1178（直通）
F A X 018-883-1173
E-mail ro-hlpr@city.akita.lg.jp